

議案第 54 号

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 7 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>

<p>1 傷病補償年金 (第 18 条) の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。) 略</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.88</p>
<p>2 傷病補償年金 (第 18 条) の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。) 略</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.91 (第 1 級の傷病等するに係る傷病に補償年金は、あつては、0.91)</p>
<p>3~6 略</p>	<p>2 略</p>	<p>略</p>
<p>3・4 略</p> <p>5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲</p>		
<p>1 傷病補償年金 (第 18 条) の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。) 略</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.86</p>
<p>2 傷病補償年金 (第 18 条) の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。) 略</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.91 (第 1 級の傷病等するに係る傷病に補償年金は、あつては、0.90)</p>
<p>3~6 略</p>	<p>2 略</p>	<p>略</p>
<p>3・4 略</p> <p>5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲</p>		

<p>ける率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合には、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p>	<p>ける率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合には、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>6・7 略</p>	<p>6・7 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた橋本市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金(以下この項において「傷病補償年金」という。)及び同条第2号に規定する休業補償(以下この項において「休業補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。